

なかの



Vol. 211

(3ページに写真説明)

URL <http://www.nakanohoujinkai.or.jp>

活発な社会貢献活動を展開!!

《第1～4支部》平成28年8月6日（於：鷺宮小学校）

第42回鷺宮盆踊り大会（小・中学生を対象に税金クイズを実施）



～ 応援して頂いた皆様 ～



“税金クイズ” 大盛況です！



“わたあめ…いかがですか？”



会場の鷺宮小学校



～ イエ～、アライ、ヤジマ！～



中心者の新井氏（MC担当）



ボランティアの皆様に感謝！

《第1～4支部》平成28年9月18日（於：沼袋・氷川神社）

第9回沼袋・野方まちおこしジャズ（小・中学生を対象に税金クイズを実施）



～ 応援して頂いた皆様 ～



～ “税金” について一緒に考えましょう！ ～



会場の沼袋・氷川神社



ステージではJAZZの演奏が…



趣のある氷川神社の境内



お店がズラリ(区役所の皆様と…)

中野法人会の

無料法律相談

お気軽にどうぞ!!
(まずはお電話を…)

実施日時：11/9(水)、12/7(水)、1/10(火)、2/8(水)、3/1(水) 13:00～17:00(相談時間は、1案件:45分)
TEL：03-3388-6896 FAX：03-3388-2550 (担当)佐藤・三國



掲 示 板 (11~2月行事予定表)



月	日	時 間	内 容	会 場	備 考
11月	2日(水)	14:00~16:00	源泉研究部会・第372回研修会	法 人 会 館	終了後:役員会
	6日(日)	9:30集合	第4・5・6支部・社会貢献活動(上高田子供まつり)	上高田二丁目公園	
	8日(火)	8:14 OUTスタート	中野法人会厚生事業:チャリティゴルフ	高坂カントリークラブ	(12組)
	8・9日(火)(水)	10:00~& 14:00~	年末調整説明会	中野区役所7階	※(P.8参照の事)
	9日(水)	13:00~17:00	※無料法律相談(先ずはTELして下さい。)	法 人 会 館	
	10日(木)	10:30~11:30	第3回中野税務懇談会(座談会)	署・別館会議室	
	//	13:30~15:30	年末調整説明会	野方区民ホール(WIZ)	※(P.8参照の事)
	11日(金)	7:50集合	“税を考える週間” 駅頭PR活動	JR中野駅周辺	
	11~17日		東法連青連協“キッザニア”TAXWEEK	キッザニア東京(ららぽーと豊洲)	
	12日(土)	12:00集合	第9・10支部・社会貢献活動(セーフティ教室&講談)	区立第十中学校内	
	14日(月)	18:00~19:30	第3回支部長・部会長懇談会	法 人 会 館	終了後:懇親会
	15日(火)	7:40集合	新井薬師駅前環境美化キャンペーン	新井薬師駅周辺	
	16日(水)	16:00~17:00	納税表彰式	中野サンプラザ	
	//	13:30~15:30	新設法人説明会	法 人 会 館	
	22日(火)	14:00~15:00	都税事務所感謝状贈呈式	中野都税事務所内	
	//	16:00~16:55	理事会	ウエストフィフティサード・日本橋	
	//	17:00~18:00	“税を考える週間” 秋の特別講演会(林家たい平氏)	ウエストフィフティサード・日本橋	終了後:懇親会
	28日(月)	17:30~	東法連・第4ブロック合同会議	西新宿・ヒルトン東京	(担当:杉並法人会)
	29日(火)	14:00~15:30	中野法人会経営塾第三弾“自主点検チェックシートの活用”	法 人 会 館	
12月	1日(木)	18:00~20:00	女性部会(クリスマスのタベ)	ウエストフィフティサード・日本橋	
	7日(水)	13:00~17:00	※無料法律相談(先ずはTELして下さい。)	法 人 会 館	
	8日(木)	17:00~18:00	源泉研究部会・役員会	ウエストフィフティサード・日本橋	終了後:懇親会
	9日(金)	17:00~18:00	青年部会・第458回研修会	法 人 会 館	終了後:懇親会
	12日(月)	16:00~17:00	税に関する作品の表彰式	中野区役所7階	
	14日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	署・別館会議室	
1月	20日(火)	10:30~& 13:30~	初心者のためのパソコン講座	専門学校東京テクニカルカレッジ	
	11日(水)	10:30~11:30	第4回中野税務懇談会	署・別館会議室	
	12日(木)	16:00~17:00	署長:講演会	中野 サンプラザ 13F スカイルーム	
	//	17:10~18:00	新年賀詞交歓会	中野 サンプラザ 13F スカイルーム	
	//	18:00~19:30	祝賀会	中野 サンプラザ 13F コスモルーム	終了後:慰労会
	25日(水)	13:30~15:30	決算法人説明会	法 人 会 館	
	26日(木)	13:30~15:30	新設法人説明会	法 人 会 館	

11月号の目次

2016 VOL.211

活発な社会貢献活動を展開!(鷺宮盆踊り・ヌーノ・ジャズフェスタ) 2	本部だより(にぎわいフェスタ2016)..... 12
知っとくと得情報(税理士:山岡先生)..... 4・5	本部だより・部会だより(源泉研究部会・女性部会)・ANTENNA® 13
平成29年度 税制改正要望・会員増強推進月間..... 6・7	部会だより(青年部会)(全国青年の集い)..... 13
税務署だより(年調説明会・e-Tax)..... 8	活発な社会貢献活動を展開!..... 14
都税事務所だより・中野区だより..... 9	(中野・氷川神社祭礼)(鍋横夏祭り)(川島夜店市)
中野区だより・支部だより..... 10	福利厚生事業(第一弾)“異業種交流会”..... 15
本部だより(役員合同会議)(地区長合同会議)..... 11	今後の事業予定(インフォメーション)..... 16

● 表紙(写真説明).....第14回フォト・コンテスト入賞『紅葉の庭』(嵐山) ヤシマ教材(株) 片岡政夫氏

発行所(公社)中野法人会 〒165-0026 東京都中野区新井2-33-6 電話(3388) 6896 FAX(3388) 2550 e-mail houjin@onyx.dti.ne.jp
編集:広報委員会 印刷:友美堂 〒164-0013 東京都中野区弥生町6-5-7 電話(3381) 1423 FAX(3381) 1743

知つとくと (得) 情報 = 税の豆知識 =

税理士

山 岡 修 治

〒101-0047

千代田区内神田1-2-2

小川ビル7階

神田合同税理士事務所

TEL 03(3518)2711(代)

FAX 03(3518)2712

携帯 090(2212)0306

e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



最近、あちこち歩いていると、駐車場にカーシェアリングという文字を目にすることが多くなりました。カーシェアリングとは、複数の人間で同じ車を利用するシステムのことです。そこで今回は、カーシェアリングとマイカーとのコスト比較について説明したいと思います。その前に、自動車及び燃料に課税されている税金の種類を説明いたします。

自動車及び燃料に課税される税金

○自動車を購入する時にかかる税金

- 1 自動車取得税
→ 新車・中古車にかかわらず、取得価格に合わせた課税標準額に対して、一定の割合で課税されます（消費税10%に引き上げ時に廃止予定ですが、代わりに燃費課税が新設予定）。
- 2 自動車税
→ 購入時に課税され、税額は排気量や用途によって異なります。
- 3 自動車重量税
→ 購入時にクルマの重さ（車両重量）に応じて課税されます。
- 4 消費税
→ 購入時に8%課税されますが、自動車税・自動車重量税は不課税です。

○自動車を保有している時にかかる税金

- 1 自動車重量税
→ 車検時ごとにクルマの重さ（車両重量）に応じて課税されます。
- 2 自動車税
→ 毎年4月1日現在の持ち主に対して課税され、税額は排気量や用途によって異なります。
- 3 軽自動車税
→ 毎年4月1日現在の持ち主に対して定額で課税されます。

(注) 自動車購入時に支払う自動車取得税、自動車税（軽自動車税）及び自動車重量税と、保有時に支払う自動車税（軽自動車税）並びに車検時に支払う自動車重量税については、エコカー減税により軽減（自動車購入時の自動車税については、ク

リーン化税制により減額措置）される場合があります。

○自動車走行に必要な燃料代に含まれる税金

- 1 揮発油税及び地方揮発油税（旧地方道路税）
→ ガソリンに課税
- 2 石油ガス税
→ 主にタクシーで使用されるLPG（液化石油ガス）に課税
- 3 軽油取引税
→ ディーゼルエンジンに必要な軽油購入時に課税
- 4 消費税
→ 燃料購入価格の8%課税（軽油については軽油取引税を除く軽油価格に課税）

このように、自動車及び燃料には様々な税金が課されており、自動車を購入し維持するということは、常に税金を支払っているようなものと言えます。

カーシェアリングとは

- 1 カーシェアリングとは、1台の自動車を複数の会員が共同で利用する新しい利用形態で、当初は仲間同士等で自然発生的に行われていたものが、組織的に運営されるようになったものです。自動車の購入費用や税金、保険料、メンテナンス代、ガソリン代なども利用料に含まれます。
- 2 組織的なカーシェアリングは、1980年代後半に欧州で始まり、90年代には北米などにも広まり、現在では世界27ヶ国で運営されています。
- 3 公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団による2016年3月の調査では、車両ステーション数10,810ヶ所（前年比14%増）、車両台数は19,717台（同20%増）、会員数は846,240人（同24%増）と、引き続き増加しています。
- 4 カーシェアリングは、自動車保有に伴う費用負担や手間を軽減するだけでなく、自動車による環境負荷を低減する等の効果があることが確認されています。

マイカー保有時の経費の試算

車種は燃費の良いプリウスを購入し、10年間保有していた場合の経費の試算です（走行距離は、

社団法人日本自動車工業の「乗用車市場動向調査」によると、年間走行距離が3600キロ以下の人は54%、つまり半数以上の人が月に300キロ、1日10キロ程度の走行ということ参考になりました。

1 購入費用（諸経費を含む）	263万円
2 ガソリン代（年間3万円）	30万円
3 車検（4回）	32万円
4 その他メンテナンス	21万円
5 自動車税	33万6000円
6 自動車保険料	80万円
7 駐車場（月1万5000円）	180万円

合計 639万6000円（10年間の合計）

- メリット…自分だけの車であり、自分の車なので自由に使用できる。カスタマイズも出来る。
- デメリット…購入費用だけでなく、ガソリン代などの維持費、任意保険料が必要となる。

カーシェアリングを利用した場合の試算

カーシェアリングのサービスを提供するのは、カーシェアリング専門の会社の他に、ガソリンスタンドや自治体、マンションの管理組合などがあります。今回は、専門会社のタイムズカープラスのプランを参考に、**同じプリウスをカーシェアリングした場合の経費の試算**です（カーシェアリングを利用すると、マイカー所有に比べて自動車の利用が減ることが調査で分かっていますので、週2回で3時間ずつ10年間利用した場合の試算です）。

1 1回あたり	200円/15分×3時間=2400円
2 1カ月あたり	2400円×4週=1万9200円
3 1年あたり	1万9200円×12カ月=23万4000円

合計23万4000円（10年間の合計）

タイムズは、クルマのキーになるカード発行手数料が1500円かかりますが、インターネットでの申し込みや、期間限定で発行手数料無料キャンペーンも実施しています。個人会員は月額料金が1000円かかりますが、1000円の無料利用分がついているので、それを使えば実質無料になります。

- メリット…経済的効果が大い。貸出し・返却場所の利便性が良い。短距離、短時間の利用でも気兼ねなく利用できる。
- デメリット…車種が選べない。予約が埋まっている時がある。車の管理はすべて管理会社が行っているが、毎回誰かが使用した後に室内清掃をしていないので、気になる人は注意が必要。

まとめ

カーシェアリングの方が、10年間で約410万円も少ない試算となっていますが、それぞれメリット・デメリットがありますので、ご自分のライフスタイルに応じて検討されることをお願いいたします。

「勤労感謝の日（11月23日）」

「勤労を尊び、生産を祝い、国民が互いに感謝し合う」との趣旨で1948年（昭和23年）に国民の祝日として制定された。その年の新穀を天地



の神に与え、天皇みずからも食する儀式の旧新嘗祭（いにいぬめさい）という祭事の日であった影響で、この日はいまでも農業関係者の祭典の色彩が濃くみられます。呼称はアメリカの感謝祭（Thanks giving Day）になったものといわれています。

11月の税務と労務

- ・国税／10月分源泉所得税の納付 11月10日
- ・国税／所得税予定納税額の減額承認申請 11月15日
- ・国税／所得税予定納税額第2期分の納付 11月30日
- ・国税／9月決算法人の確定申告（法人税・消費税等）、3月決算法人の中間申告 11月30日
- ・国税／12月、3月、6月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 11月30日
- ・国税／個人事業者の消費税等の中間申告（年3回の場合） 11月30日
- ・地方税／個人事業税第2期分の納付 都道府県の条例で定める日

12月の税務と労務

- ・国税／給与所得者の年末調整 今年最後の給与を支払う時
- ・国税／給与所得者の扶養控除等（異動）申告書及び保険料控除申告書の提出 今年最後の給与を支払う前日
- ・国税／11月分源泉所得税の納付 12月12日
- ・国税／10月決算法人の確定申告（法人税・消費税等） 1月4日
- ・国税／4月決算法人の中間申告 1月4日
- ・国税／1月、4月、7月決算法人の消費税等の中間申告（年3回の場合） 1月4日
- ・地方税／固定資産税・都市計画税（第3期）の納付 市町村の条例で定める日
- ・労務／健康保険・厚生年金保険被保険者賞与支払届 支払後5日以内

平成29年度 税制改正に関する提言(要約)

中野法人会では会員を対象に「税制アンケート」を実施しましたところ、当会会員より貴重なご意見をいただきました。ご協力ありがとうございました。上部団体である東京法人会連合会が都内各法人会・会員から寄せられたアンケート意見・要望をもとに取りまとめた「東法連・平成29年度税制改正要望」を下記に掲載いたします。

(以下の要望は、全国法人会総連合が、各県法人会連合会から寄せられたアンケート・意見・要望をもとに「税制改正に関する提言」として、平成29年度の税制改正に向けて、政府・政党等に対してさまざまな提言活動を行ないます。)

基本的な課題

I. 税・財政改革のあり方

1. 財政健全化に向けて

- 消費税率10%への引き上げ再延期は、2017年4月から2019年10月へと2年半の大幅なものとなった。これにより、我が国の財政健全化目標には狂いが生じることになった。
- 国民の将来不安を増幅させないためには、財政規律を引き締め直し、改めて歳出、歳入両面からの強力な改革が求められる。
- (1)消費税率10%への引き上げは、財政健全化と社会保障の安定財源確保のために不可欠である。国民の将来不安を解消するために「社会保障と税の一体改革」の原点に立ち返って、2019年10月の税率引き上げが確実に実施できるよう、経済環境の整備を進めていくことが重要である。
- (2)2018年度の財政健全化中間目標の設定に伴い、歳出面では18年度までの3年間で政策経費の増加額を1.6兆円(社会保障費1.5兆円、その他0.1兆円)程度に抑制する目安を示した。今回の骨太の方針では、消費税率引き上げ延期で中間目標数字への言及がなかったが、この政策経費の抑制は確実に行うべきである。
- (3)財政健全化は国家的課題であり、歳出、歳入の一体的改革によって進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (4)消費税についてはこれまで主張してきたとおり、税率10%程度までは単一税率が望ましいが、政府は税率10%引き上げ時に軽減税率制度を導入する予定としている。仮に軽減税率制度を導入するのであれば、これによる減収分について安定的な恒久財源を確保するべきである。
- (5)国債の信認が揺らいだ場合、金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。市場の動向を踏まえた細心の財政運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- 持続可能な社会保障制度の構築は喫緊の課題であり、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制するとともに、適正な「負担」を確保する必要がある。
- (1)年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。
- (2)医療については、成長分野と位置付け、大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率80%以上を早期に達成する。
- (3)介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者にメリハリをつけ、給付のあり方を見直す。
- (4)生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5)少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。なお、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。
- (6)企業の過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3. 行政改革の徹底

- 「行革の徹底」には、地方を含めた政府・議会が「まず随より始めよ」の精神に基づいて自ら身を削ることが何より必要である。
- (1)国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2)厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、

能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

- (3)特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4)積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. 消費税引き上げに伴う対応措置

- 軽減税率は何と言っても事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多く、税率10%程度までは単一税率が望ましいことを改めて明確にしておきたい。
- 税率引き上げに向けては消費税制度の信頼性と有効性を確保する観点からも、以下の対応措置が重要である。
- (1)現在施行されている「消費税軽減対策特別措置法」の効果等を検証し、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- (2)消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となる。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

5. マイナンバー制度について

6. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 法人実効税率について

- OECD加盟国の法人実効税率平均は約25%、アジア主要10カ国の平均は約22%となっており、これらと比較すると依然として税率格差が残っている。当面は今般の法人実効税率引き下げの効果等を確認しつつ、将来はさらなる引き下げも視野に入れる必要がある。

2. 中小企業の活性化に資する税制措置

- (1)中小法人に適用される軽減税率の特例15%を時限措置(平成29年3月31日まで)ではなく、本則化する。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。
- (2)租税特別措置については、税の公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものや適用件数の少ないものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充し、本則化すべきである。なお、中小企業投資促進税制の適用期限が平成29年3月31日までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。
- ①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
- ②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃する。
- (3)中小法人課税については、適用される中小法人の範囲(現行 資本金1億円以下)を見直すことが検討されているが、資本金以外の「他の指標(例えば、所得金額や売上高)」を使用した場合、毎年度金額が変動する、業種や企業規模によってそれぞれ指標を定める必要がある等、経営面で混乱が生じることが予想される。このため、中小企業の活力増大と成長の促進に資する観点からも慎重に検討すべきである。

3. 事業承継税制の拡充

- 我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しており、経済社会を支える基盤ともいえる存在である。その中小企業が相続税の負担等により事業が継承できなくなれば、我が国経済社会の根幹が揺らぐことになる。
- (1)事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- 事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは控除する、欧州並みの本格的な事業承継税制の創設が求められる。
- (2)相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

- ①株式総数上限（3分の2）の撤廃と相続税の納税猶予割合（80％）を100％に引き上げる。
- ②死亡時まで株式を所有しないと猶予税額が免除されない制度を、5年経過時点で免除する制度に改める。
- ③対象会社規模を拡大する。
- (3)親族外への事業承継に対する措置の充実
- (4)取引相場のない株式の評価の見直し
円滑な事業承継に資する観点から、比較対象となる上場株式の株価のあり方や比準要素のあり方を見直すことが必要である。

Ⅲ. 地方のあり方

- 地方活性化には、国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図る地方分権をさらに進めねばならないが、同時に現在推進中の地方創生戦略の深化も極めて重要である。その共通理念として指摘しておきたいのは、地方の自立・自助の精神である。
- ふるさと納税制度で一部に見られるような換金性の高い商品券や高額または返礼割合の高い返礼品を送付するなどの過度な競争には問題があり、適切な見直しが必要である。
- 異常な水準にまで悪化した我が国財政を考えると、国だけでなく地方の財政規律の確立も欠かせない。とくに、国が地方の財源を手厚く保障している地方交付税の改革をさらに進め、地方は必要な安定財源の確保や行政改革についても、自らの責任で企画・立案し実行していく必要がある。
- (1)地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。
- (2)広域行政による効率化の観点から道州制の導入について検討すべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
- (3)地方においても、それぞれ行財政改革を行うために、民間のチェック機能を活かした「事業仕分け」のような手法を広く導入すべきである。
- (4)地方公務員給与は、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数（全国平均ベース）が是正されつつあるものの、依然としてその水準は高く、適正水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するだけでなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
- (5)地方議会は、大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興

- 東日本大震災については、本年4月から「復興・創生期間（平成28年度～32年度）」に入ったが、被災地の復興、産業の進展はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、

適切な支援を行う必要がある。また、被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、実効性のある措置を講じるよう求める。

- 本年4月に起こった熊本地震についても、東日本大震災の対応などを踏まえ、適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興の実現に向けて取り組まねばならない。
- 今後も大規模な災害が発生すると予想されていることから、「大規模自然災害を想定した税制」の整備について検討することも必要であろう。

V. その他

- 1. 納税義務の整備
- 2. 租税教育の充実

税目別の具体的意見

法人税関係

- 1. 役員給与の損金算入の拡充
 - (1)役員給与は原則損金算入とすべき
 - (2)同族会社も利益連動給与の損金算入を認めるべき
- 2. 公益法人課税

所得税関係

- 1. 所得税のあり方
 - (1)基幹税としての財源調達機能の回復
 - (2)各種控除制度の見直し
 - (3)個人住民税の均等割
- 2. 少子化対策

相続税・贈与税関係

- 1. 相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うきではない。
- 2. 贈与税は経済の活性化に資するよう見直すべきである。
 - (1)贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - (2)相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

地方税関係

- 1. 固定資産税の抜本的見直し
 - (1)商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
 - (2)居住用家屋の評価は経過年数に応じた評価方法に見直す。
 - (3)償却資産については、「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大する。また、将来的には廃止も検討すべきである。
 - (4)国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。
- 2. 事業所税の廃止
- 3. 超過課税
- 4. 法定外目的税

その他

- 1. 配当に対する二重課税の見直し
- 2. 電子申告

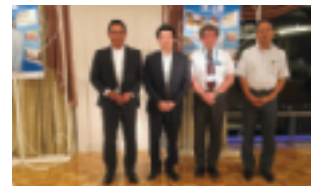
会員増強強化推進月間（10月から3月末日まで）



支部幹部の皆様



大同生命保険(株)の皆様



AIU損害保険(株)の皆様



アフラック（山田）& 青年会の皆様

平成28年度 支部別増強目標

（敬称略）

支部名	支 部 長	目 標	支部名	支 部 長	目 標	支部名	支 部 長	目 標
1 支部	久保 仁	20	6 支部	斉藤 謙治	20	11 支部	秋元 良宣	20
2 支部	宮治 誠人	20	7 支部	中原 孝	20	12 支部	白川 邦雄	20
3 支部	飛田 定己	20	8 支部	川村 能正	20	(合計)		240
4 支部	鳥居 憲夫	20	9 支部	櫻井 正人	20			
5 支部	谷津 和広	20	10 支部	柴 隆夫	20			

税 務 署 だ よ り

平成28年分 年末調整等説明会のお知らせ

年末調整等説明会を、次の日程により開催いたします。

年末調整事務の注意点等について、税務署及び区役所の担当者より説明いたしますので、ぜひご出席ください。

説 明 会 日 程

開 催 月 日	開 催 時 間	説 明 会 会 場	対 象 地 域 (注)
11月 8 日 (火)	用紙配布 9時00分～10時00分 説 明 会 10時00分～12時00分	中野区役所 7 階 第 8、9、10会議室	中野・松が丘
	用紙配布 13時00分～14時00分 説 明 会 14時00分～16時00分		東中野・弥生町
11月 9 日 (水)	用紙配布 9時00分～10時00分 説 明 会 10時00分～12時00分		上高田・本町
	用紙配布 13時00分～14時00分 説 明 会 14時00分～16時00分		中央・南台
11月10日 (木)	用紙配布 13時00分～13時30分 説 明 会 13時30分～15時30分	野方区民ホール (野方WIZ) 地下 2 階	上鷺宮・鷺宮・白鷺・若宮・ 江古田・江原町・丸山・ 沼袋・野方・大和町・新井

※ 平成27年と会場及び開催時間に変更になっております。ご確認の上、お間違いのないようご来場ください。

(注) 対象地域の説明会に出席できない場合には、他の地域の説明会に出席されても差し支えありません。

【ご注意】 1 説明会の開始前に年末調整関係の用紙配布を上記の時間で、会場の受付にて行います。

2 説明会当日は会場が大変混雑しますので、用紙を請求される場合は、早めにお越しください。

3 給与支給人員が多い場合及びお急ぎの場合は、直接税務署及び区役所に諸用紙を請求してください。

ネットが便利 申告・納税 e-Tax

添付書類の提出が 便利になりました。



イメージデータで送信

e-Tax で申告書及び申請・届出書データ（以下「申告書等データ」といいます。）を送信する際に、別途、郵送などで書面により提出する必要があった添付書類について、イメージデータにより送信することができるようになりました。

イメージデータで送信可能な添付書類は、出資関係図や収用証明書などです。イメージデータで送信可能な具体的な添付書類名や留意事項などの詳細については、e-Tax ホームページ「添付書類のイメージデータによる提出について」(www.e-tax.nta.go.jp/imagedata/imagedata1.htm)でご確認ください。

1 PDF形式のイメージデータを作成

- 添付書類（書面）のスキャナによる読み込みやパソコンで作成した添付書類（文書データなど）のファイル形式の変換などにより、PDF 形式のイメージデータを作成します。
- イメージデータ作成時の留意点
 - ・ 目視により内容の確認ができること
 - ・ パスワードを設定していないこと
 - ・ 白黒で解像度は 200dpi 以下を推奨

2 作成したイメージデータを送信

- 作成したイメージデータの送信方式は、申告書等データと同時に送信する「同時送信方式」及び申告書等データ送信後に別途、受信通知から追加で送信する「追加送信方式」があります。
- 利用している税務・会計ソフトでイメージデータを送信できない場合は、申告書等データを e-Tax に送信後、その受信通知から「e-Tax ソフト（WEB 版又は PC 版）」でイメージデータを追加送信することができます。

都 税 だ よ り

東京都と都内区市町村からのお知らせです

事業主の皆様 ▶ 平成29年度から個人住民税の特別徴収を徹底します！

事業主の皆様は、特別徴収の実施に向けて、ご理解、ご協力をお願いいたします。

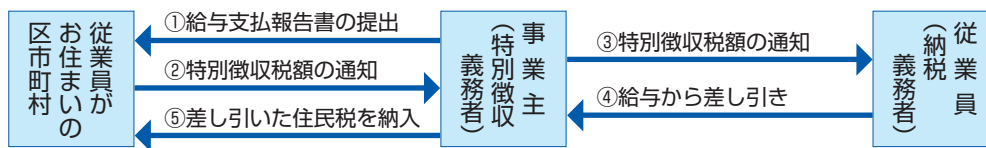
【特別徴収とは？】事業主の方（特別徴収義務者）が従業員の方（納税義務者）に代わり、**毎月給与から個人住民税を差し引き、納入**していただく制度です。

※従業員が常時10人未満の場合は、従業員のお住まいの区市町村に申請書を提出し承認を受けることで、年12回の納期を年2回にすることができる「**納期の特例**」の制度があります。

【特別徴収義務者となる事業主の方】所得税の源泉徴収義務がある事業主の方は、特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収で納入することが法律で義務付けられています。

【特別徴収のメリット】特別徴収にしていると、所得税のように税額の計算や年末調整をする手間がいりません。

【特別徴収制度のしくみ】



■詳しくはホームページをご覧ください。 [東京都 特別徴収](#) [検索](#)



個人住民税PRキャラクター
ぜいきりん

中 野 区 だ よ り

中野区観光協会



～～～～～ 8月6・7日開催 “中野サバイバル親子キャンプ” ～～～～～



9月3日開催 アンテナストリート “PARK PARTY”

9月3・4日開催 “北海道物産展”



特定非営利活動法人 中野コンテンツネットワーク協会（ナカノプラプラ）からのお知らせ

～文化の秋、芸術の秋、中野の秋～

人と人をつなげ、伝統・文化の街「中野」を世界に発信するナカノプラプラ。

中野の秋は、いろいろな催しで盛りだくさん。

10月8日、9日、にぎわいフェスタでは、明治・帝京平成・早稲田、および近隣の学生らによる合同文化祭「僕らのナカノ祭」を昨年に引き続き支援いたしました。

10月31日(月)から11月2日(水)まで、東京都産業交流展（ビッグサイト）において、区内の中小事業者と共に、当協会、および当会員企業も各々の事業を紹介する形にて出展いたします。

昨年秋の合同イベント（中野文化祭）の企画としてスタートした「プラプラチャンネル」。

今年から学校法人東京テクニカルカレッジ（東中野）のオープンスペースを利用し、毎月第一金曜日の定例イベントとして開催。毎回多彩なゲストをお迎えし、コンテンツ、芸術、音楽に関する魅力的な配信を行っています。（次回は11月4日、12月2日です）

様々な文化イベントを後押しするナカノプラプラ。引き続きご注目ください。



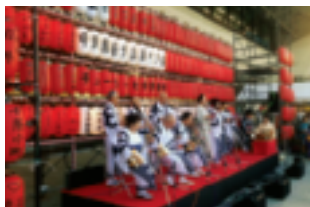
中野区グローバル戦略推進協議会の基幹団体のひとつ、中野区産業振興推進機構は、中野法人会も会員である特定非営利活動法人中野コンテンツネットワーク協会と、他3社により運営されています。

中野区だより

中野の“夏”まつり



7月29日・30日開催（第4回中野駅前大盆踊り大会）



挨拶：今野会長



挨拶：宮島会長



～ 参加された皆様 ～

サンプラザ大使情報交換会（9月2日金）

中野の“秋”まつりと祭典



8月21日（沼袋氷川神社）



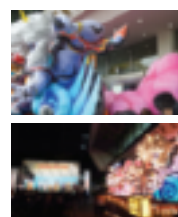
9月10日（上高田氷川神社）



9月18日（中野氷川神社）



10月1・2日開催



10月29・30日 今年も“ぬふた”が動きますよ！

支部だより

「会員増強推進」に向けて、各支部で役員会を開催しました。各支部とも目標達成に向けて、新たなスタートをしました



第1支部（久保支部長）



第2支部（宮治支部長）



第3支部（飛田支部長）



第5支部（谷津支部長）



第6支部（斉藤支部長）



第7支部（中原支部長）



第8支部（川村支部長）



第11支部（秋元支部長）



第12支部（白川支部長）

◆ 第9・10支部 ◆ ゴルフコンペ

（9/6 於：武蔵の杜CC）
三嶋信二氏が優勝！



本 部 だ よ り

役員合同会議（拡大理事会）を開催

～中野税務署長に福住 豊氏が着任～



宮島会長

8月29日、中野サンプラザにおいて『役員合同会議』が開催されました。中野税務署より、福住署長をはじめ、寺谷副署長、山元第1統括官、高澤審理上席にご出席をして頂きました。

宮島会長の挨拶のあと、福住署長は、自己紹介され、日頃の法人会活動に対し労いのお言葉を話されました。又、今年度の最後となるe-Taxの更なる普及推進をお願いしたいと結ばれました。

続いて、各委員会より次のように話されました。



福住署長

「総務委員会より」

現在まで、公益比率は順調に推移していること。11月22日に「理事会」を、1月12日に「新年賀詞交歓会」を開催予定。又、会費の未納分をなくそうと力説されました。



川村総務委員長

「公益事業委員会より」

平成28年度前半に行われた事業の報告。今後の社会貢献活動、支部の各種社会貢献活動について話されました。



高野公益事業委員長

「税の川柳コンクール」「租税教室」「絵はがきコンクール」等について…。

特に、当面、親会事業『中野にぎわいフェスタ2016』に全力で取り組んでいきたい…と話されました。

「厚生委員会より」

9月21日に「厚生事業第一弾」を開催予定。11月8日「ゴルフコンペ」、2月16日「ボウリング大会」を支部対抗で開催したい。3年10億の最後の本年、更なる「経営者大型保障制度」の推進を話されました。



太宰厚生委員長

「税制税務委員会より」

「平成28年度の税制改正要望」について…。今年度の『税制改正要望大会』は、10月20日『第33回法人会全国大会（長崎）』の中で開催。



大月税制税務委員長

「共益事業委員会より」

10月「秋の税務研修会と講話」、『第33回法人会全国大会（長崎県）』、恒例の「法人税・源泉所得税実務講座」への参加を。



矢島共益事業委員長

11月22日「“税を考える週間”秋の特別講演会（落語の夕べ）講師：林家たい平氏」を招聘して開催予定。

又、11月29日「中野経営塾第三弾」を開催予定。

「広報委員会より」

発行済みの「中野法人会報」の報告と今後の発行予定について…。「第15回フォト・コンテスト募集」又、「法人会アンケート調査システム」の「新規登録」を力説されました。



木村広報委員長

『地区長合同会』を開催

8月29日に開催された『役員合同会議』の後、『地区長合同会議』が行われました。

横山組織委員長から、地区長を中心に役員、受託三社一体となって、目標を達成したいと



横山組織委員長 …。



横山・太宰副会長と組織委員の皆様



皆様、目標達成に向けて

“経営者大型保障制度・上期表彰式”

前段でDVDの上映があり、藤井支社長の挨拶の後、上期の目標達成支部；第9支部、第10支部が表彰されました。



“おめでとうございます”

本 部 だ よ り

活発な社会貢献活動を展開!! (中野法人会も共催)

2016
育てよう中野の未来

観て! 遊べ! 食べて!

みんなが主役。

中野にぎわいフェスタ

10.8 SAT 9 SUN 10:00 START!

ステージ | イベント | スポーツ | 観覧 | 中野エッセイ | マンガ・アニメ | キッズパーク...

イベント会場案内
中野駅周辺に
イベント会場あり!

■ 中野西口の森公園 ■ 中野駅南側公園 ■ 中野サンパザット広場 ■ 中野駅北口駅前広場
■ 区民体育館 ■ 中野郵便局駐車場 ■ 中野マンガ・アートコート ■ 南口ファミリーロード
■ 三菱東京UFJ銀行駐車場

最新情報 中野にぎわいフェスタ 公式Webサイト
にぎわいフェスタ

主催：中野法人会、中野にぎわいフェスタ実行委員会

(詳細は“なかの”212号に掲載させていただきます。)

本 部 だ よ り



8月2日 常任理事会（於：法人会館）



～ ～ 8月29日 役員合同会議・拡大理事会（於：中野サンプラザ） ～ ～



本 部 ・ 部 会 だ よ り

◆ 共益事業委員会・源泉研究部会 ◆

『中野経営塾第2弾 源泉研究部会第370回研修会』を開催 ～ 年金あれこれ ～（講師：日本年金機構 中野年金事務所 副所長 小林孝次氏）

西武信用金庫 金子春一

9月8日、法人会館において『年金セミナー』を開催しました。講師には、中野年金事務所よりお二人の方において頂きました。

基本的な事の再認識も含めて、『年金』全般に



～ 皆様、大変熱心に受講されて… ～



講師：年金事務所のお二人 矢島副会長 安藤部会長

ついて話して頂きました。

「適用関係届」「資格喪失届」「算定届書の記入」…「平成29年4月以降施行の主な改正」「年金の受給開始」「退職後の年金手続き」等…詳細に亘り、研修して頂きました。

◆ 女性部会 ◆

『役員懇談会&役員会』を開催



9月14日（署長を囲んで…）



記念撮影（緊張しました！）

ANTENNA by NakanoHoujinkai ③7



7/26（於：京王プラザ）
東法連税務研修会



8/1（於：日経ホール）
財政経済セミナー



9/9～9/11 “魔女の夜”
谷津社長が女優として…



9/11（於：オフィスエルアール）
“素晴らしかったです。”



9/19敬老の日（於：小滝ホーム）
♫フレール合唱団♫（田中区長の挨拶のあと…）

部 会 だ よ り

◆青年部会◆

『第440回研修会』

～署の幹部の方を囲んで、自己紹介&一言～

9月2日、法人会館において、福住署長、寺谷副署長、山元第1統括官、高澤上席をお招きして「第440回研修会」が行われました。

全員が自己紹介をし、署に対する要望、業界の現状（動向）、税に関して思うこと等を話させて頂きました。署に対する要望については、敢えて取り上げるようなことはありませんでした。

業界の現状ということでは、皆さん、大変な努力をしていることを痛感しました。

副部会長 安田一也

税に関して思うことについては、「適正・公平な課税」ということが根本であり、それに反した際の対応について、改めて教えて頂きました。

冒頭、新井部会長は、「今後の社会貢献活動」「租税教室」への協力を力説されました。

福住署長は、法人会青年部会に会活動に対し大変に高評価をされ、こうした“税の啓発活動”に心からの労いの言葉を述べられました。

大変、充実した研修会であったと思いますし、署の幹部の皆様にも、改めて感謝申し上げます。



挨拶：福住署長



署の幹部の皆様と親しく意見交換会



挨拶：新井部会長

■『東法連・青年部会連絡協議会』

8月30日、全法連会館で役員会が開催され、滝口氏（東法連青連協副会長）が出席しました。

キッザニア東京「TAX WEEK 2016」等審議されました。



滝口東法連・副会長

■『全法連・第2回青連協連絡協議会』

9月8日、旭川グランドホテルで開催され、滝口氏（全法連青連協委員）が出席しました。

■『第4ブロックチャリティゴルフ』に参加！

9月29日、第4ブロックチャリティゴルフが、高坂カントリークラブで行われました。

当会からは、8名が参加しました。中野は団体戦4位でした。



“第3位：小倉さん、女性優勝：村田さん”



～参加された皆様～

■『東法連・公益事業委員会』

9月2日、全法連会館で開催され、滝口氏（東法連・公益事業委員）が出席しました。特に「自主点検チェックシートの周知、活用」に向けて真剣な審議が行われました。



第30回法人会 全国青年の集い（北海道大会）

9月9日 会場：旭川大雪アリーナ



次 第31回法人会 全国青年の集い
回 高知県大会（平成29年11月10日）

活発な社会貢献活動を展開!!

《第5～8支部》平成28年9月16日（於：三菱東京UFJ銀行駐車場）

中野・氷川神社祭礼（小・中学生を対象に税金クイズを実施）



～～～～～～～～～～ 応援して頂いた皆様 ～～～～～～～～～

いつもの3倍の子どもたち、大盛況で終了しました



《第9・10支部》平成28年8月6・7日（於：鍋横商店街）

鍋横夏祭り（不要タオルなどの回収）（小・中学生を対象に税金クイズを実施）



会場の鍋横商店街



～～～～ 応援して頂いた皆様 ～～～～



フリーマーケット也大盛況でした



さあ、大ビンゴ大会ですよ～！



役員の皆様と…



恒例の“エイサー”



阿波踊りもサイコウ!!



《第11・12支部》平成28年8月26日（於：川島商店街）

川島夜店市（小・中学生を対象に税金クイズを実施）



会場の川島商店街



～～ 応援して頂いた皆様 ～～



“良く考えて答えてね…！”



露店がたくさん出店して…

9月21日 中野法人会 福利厚生事業 第一弾

『異業種交流会』を開催 (於：キリン本社18F Nagomi)



～ 18F Nagomiからの眺望 ～



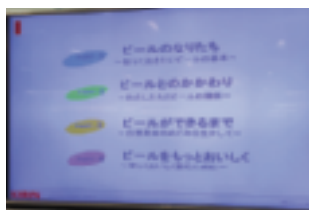
～～～ 多くの皆様に参加して頂きました ～～～



挨拶：宮島会長



研修：キリン(株)中井部長



～ 内容の濃い研修会でした ～



乾杯：横山副会長



(株)オフィスビーワン・田鹿社長



三好様と神田山緑氏



～ 女性部会の皆様 ～



中野区観光協会 (深井様)



中締：太宰副会長

今後の事業予定 (インフォメーション)

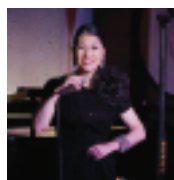
シャンソンライブ&日本閣ディナー

平成28年10月27日(木)
18:00～21:00
west 53rd 日本閣

(第2部)

竹下ユキ氏 (歌手)

会費：5,000円 (非会員：10,000円)



日帰りバス研修会

平成28年11月10日(木)
13:00集合・出発
キリンビール
横浜工場

会費：3,000円

(非会員：5,000円)



セーフティー教室&講演会

平成28年11月12日(土)
13:50～16:00
中野区立第十中学校体育館

(第3部) 法人会寄席

講演 神田 山緑 氏

入場無料 (お土産あり)



秋の特別講演会

平成28年11月22日(火) 17:00～18:00
west 53rd 日本閣

(第1部)

講師：落語家

林家 たい平 氏

会費：会員は無料 (非会員：1,000円)

終了後、懇親会 会費：5,000円



中野法人会経営塾第三弾 ～自主点検チェックシートの活用～

平成27年11月29日(火) 14:00～15:30
中野法人会館

(第1部)

講師：斎藤 英一 先生

(税理士)

会費：会員は無料 (非会員：1,000円)



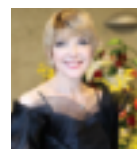
チャリティークリスマスのタベ

平成28年12月1日(木)
18:00～20:00
west 53rd 日本閣

(第2部)

ロシアの歌姫エカテリーナの世界 (歌手、ピアノ/奏者)

会費：9,500円 (お土産あり)



◆ 「署長講演会」「新年賀詞交歓会」「祝賀会」 ◆

日 時：平成29年1月12日(木) 3時半受付

第1部：4時～ 「署長講演会」

第2部：5時～ 「賀詞交歓会」

第3部：5時45分～ 「祝賀会」

場 所：中野サンプラザ 13階

会 費：8,000円

幸運くじ (抽籤会)

(賞品多数)



← この会員証紙を切り取って確定申告書にお貼りください。

+